

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教務・厚生委員会規程（平成16年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学生の修学指導及び厚生補導に関すること。</p> <p>(2) 学生の再入学，編入学及び転入学並びに卒業に関すること。</p> <p>(3) 学生の休学，復学，転学，留学，退学及び除籍に関すること。</p> <p>(4) 学生の賞罰に関すること。</p> <p>(5) 聴講生，特別聴講学生，研究生，科目等履修生及び外国人留學生に関すること。</p> <p>(6) 学生団体及び学生の課外活動に関すること。</p> <p>(7) 学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。</p> <p>(8) 学生の就職に関すること。</p> <p>(9) <u>アセスメント・ポリシー</u>その他学生の成績評価に係る基準の設定，点検及び見直しに関すること。</p> <p>(10) 前各号の事項に係る改善及び向上に関すること。</p> <p>(11) <u>カリキュラム委員会又は教育センターから付議された事項に関すること。</u>（新設）</p> <p>(12) その他学生の教育及び厚生補導に関すること。</p> <p>(組織)</p>	<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学生の修学指導及び厚生補導に関すること。</p> <p>(2) 学生の再入学，編入学及び転入学並びに卒業に関すること。</p> <p>(3) 学生の休学，復学，転学，留学，退学及び除籍に関すること。</p> <p>(4) 学生の賞罰に関すること。</p> <p>(5) 聴講生，特別聴講学生，研究生，科目等履修生及び外国人留學生に関すること。</p> <p>(6) 学生団体及び学生の課外活動に関すること。</p> <p>(7) 学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。</p> <p>(8) 学生の就職に関すること。</p> <p>(9) 成績評価基準の設定，点検及び見直しに関すること。</p> <p>(10) 前各号の事項に係る改善及び向上に関すること。</p> <p>(11) その他学生の教育及び厚生補導に関すること。</p> <p>(組織)</p>

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 図書館長（新設）
 - (3) 教育センター専任の教授
 - (4) 保健管理センター長
 - (5) 医学部医学科の学生支援メンター委員会委員長
 - (6) 一般教育の教授 2人
 - (7) 基礎医学の教授 2人
 - (8) 臨床医学の教授 2人
 - (9) 看護学科の教授 4人
 - (10) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第6号から第10号までの委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第6号から第9号までの委員は、医学部の学年担当教員（以下「学年担当教員」という。）とする。
- 4 学年担当教員に関し、必要な事項は学長が別に定める。

（任期）

第4条 前条第1項第6号から第8号までの委員の任期は2年、同項第9号の委員の任期は4年及び同項第10号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（略）

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1項第1号の委員を、副委員長は第3条第1項第3号の委員をもって充てる。

（略）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

教育に関するマネジメント体制の見直しに伴い、審議事項、構成員の整備を行うものである。

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 教育センター専任の教授
 - (3) 保健管理センター長
 - (4) 医学部医学科の学生支援メンター委員会委員長
 - (5) 一般教育の教授 2人
 - (6) 基礎医学の教授 2人
 - (7) 臨床医学の教授 2人
 - (8) 看護学科の教授 4人
 - (9) その他委員長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第5号から第9号までの委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第5号から第8号までの委員は、医学部の学年担当教員（以下「学年担当教員」という。）とする。
- 4 学年担当教員に関し、必要な事項は学長が別に定める。

（任期）

第4条 前条第1項第5号から第7号までの委員の任期は2年、同項第8号の委員の任期は4年及び同項第9号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（略）

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1項第1号の委員を、副委員長は第3条第1項第2号の委員をもって充てる。

（略）